

住民基本台帳の閲覧状況 をお知らせします

これまで請求すれば誰でも住民基本台帳の閲覧ができましたが、平成18年11月1日に施行された住民基本台帳の一部を改正する法律により、閲覧請求者が制限されることになりました。今回は、平成18年度の閲覧状況について公表します。

申出者又は閲覧者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
社団法人 新情報センター	「家族（家族の法制）に関する世論調査」 （委託者 内閣府）	H18.11.6	小倉 20歳以上の男女
社団法人 新情報センター	「望まない妊娠の防止に関する研究調査」（『第3回 男女の生活と意識に関する調査』） （委託者 厚生労働省）	H18.11.6	山方 16歳以上49歳以下の男女
社団法人 中央調査社	「高齢者の経済生活に関する意識調査」 （委託者 内閣府）	H18.12.18	下伊勢畑 55歳以上の男女
株式会社 サーベイリサーチ センター	「2006年若者の職業意識に関する調査」 （委託者 東北大学大学院文学研究科）	H18.12.19	野口 18歳以上34歳以下の男女
辰ノ口堰土地改良区	総代改選に伴う選挙人名簿作成のため	H19.1.26	世喜地区
社団法人 中央調査社	「2006年度社会意識に関する調査：'06アジアンバロメーター調査（政治参加と民主主義の交際比較研究）」 （委託者 東京大学大学院人文社会系研究科）	H19.1.30	野中町 20歳以上の男女
社団法人 中央調査社	「宝くじに関する世論調査」 （委託者 財団法人宝くじ協会）	H19.3.15	上檜沢 18歳以上の男女

（閲覧期間：平成18年11月1日から平成19年3月31日）

●問い合わせ先●●●●●●●●●●
本庁市民課住民記録グループ
☎52-1111 内線102

知って得する 消費者情報⑩

勧誘電話の断り方

自宅や職場にかかってくる勧誘の電話。電話勧誘の内容は、資格教材の勧誘、商品先物取引、マンション購入など様々です。

必要のない電話勧誘を断る場合は、自分の意思を明確に冷静に業者に伝えることが大切です。勧誘電話を断ることは失礼ではありません。



対処法（注意すること）

- ◆会社名、担当者名、目的を確認する。
- ◆必要のない電話勧誘を断る場合は、「今忙しいので。」や「考えさせて下さい。」などあいまいな返事をせずに「必要ありません、お断りします、電話を切らせていただきます。」と告げ、反論を待たずにすぐ切りましょう。また「結構です。」や「いいです。」は断る意味で言っても、契約を了承したととらえる場合もありますので使わないようにしましょう。
- ◆あらかじめ決めた断り文句を電話の横に貼っておき、何を言われてもそれを読み上げて、すぐに電話を切りましょう。
- ◆個人情報には教えない。「個人的なことなので、見知らぬ方にお答えできません」などと断りましょう。
- ◆親しげな言葉やうまい話に要注意！！
- ◆会う約束をしないようにしましょう。

※断った人に再度電話で勧誘することは法律で禁止されています。（特定商取引に関する法律第17条）

《困ったときはご相談ください》茨城県消費生活センター ☎029-224-4722
常陸大宮市消費生活センター（本庁商工観光課内） ☎52-2185（直通）